

第4回 第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 会議録

日時：令和5年12月15日（金）
午後1時30分から午後2時40分
場所：西尾市役所 22 会議室

【事務局】

本日はお忙しい中、会議にご出席いただきありがとうございます。ただいまから「第4回西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催いたします。本日の欠席は、石川委員、有川委員の2名です。また、斎藤委員、三浦委員は、ご都合により遅れて出席されます。会議開催にあたり資料を事前に郵送配布させていただきました。また追加資料として、本日机上に「資料3 介護保険料の決まり方」、「資料4 厚労省からの事務連絡文書の写し等」のほか、策定委員会会長に提出された「介護保険料の引き下げについて」と題した要望書をお配りしております。お手元がない方はお申し出願います。なお、本日は5名の傍聴の希望があり、規定に基づき傍聴していただくことをご了承ください。それでは早速会議に入らせていただきます。策定委員会規則第5条の規定により、これより先の議事進行については宮崎会長にお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

【宮崎会長】

議事を進めさせていただきます。それでは議題「(1) 第9期計画の素案について」、事務局より説明をお願いします。

1 議題

(1) 第9期計画の素案について

(資料1「第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 計画素案」、資料2「第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」素案の修正対応一覧に基づき事務局より説明)

【宮崎会長】

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

【斎藤委員】

91 ページに「(3) 福祉分野における横断的な連携」とありますが、最近の複雑な問題に対処する上で、福祉分野だけの横断的な連携で十分と言えるのかというところを考えています。例えば移動の問題は大きいと思いますが、これは交通分野と関わっていて必ずしも福祉ではないと思います。その辺りのお考えはいかがでしょうか。

【事務局】

福祉分野とひとまとめにしましたが、例えば健康福祉部以外の部署である地域つながり課や子ども部など、福祉と名の付いていない部署でも福祉の関係のことは行っていますので、そういうところも含めてということではありますが、もう少し分かりやすい表記にしたいと思います。

【大竹委員】

47 ページの「05 介護予防ケアマネジメント」に関して、西尾市の状況を教えてください。要支援者のケアプランについて、居宅介護支援事業所が直接受けなくてはいけなくなるのか不安な気持ちがあります。「必要に応じて個別に指導する機会をつくります」と書かれているので安心していますが、居宅介護支援事業所が直接要支援のケアプランを受ける見込みはあるのでしょうか。

【事務局】

国からの通知などで分かっている範囲でお答えします。令和6年4月から制度改正がなされ、これまで要支援の方は地域包括支援センターが支援計画を立てていましたが、これからは居宅介護支援事業所も介護予防の支援の事業所の指定を受ければ、介護予防の方のケアプランが立てられると承知しています。私が事業を確認していた中では、あくまでも指定を受けるという前提で、指定が得られた際には、業務を直接受けていくことができると解釈をしています。

【名倉委員】

57 ページのシルバー人材センターの会員数は、シルバー人材センターが年度計画を立てているものから引用したのでしょうか。また、就労延日人員と就労延実人数をどのように解釈すればいいのかをお聞きしたいと思います。

また、71 ページで、ヤングケアラーの概念図を見ても流れがよく分かりませんでした。ヤングケアラーをどのように見つけるかがポイントだと思いますので、近隣住民や民生委員よりも学校で、部活などもせず、すぐに帰っている子どもなどから把握できるのではないかと感じました。

【事務局】

シルバー人材センターの会員数に関しては、実際に登録されている人の数です。これくらいのペースで増やしていければと考えています。

就労延日人員と就労延実人数の見方について、これは就労延実人数です。実際働いている人は令和4年の34,475人で、就労延日人員では、年間に延べ14万人が働いています。

【酒井委員】

今のシルバー人材センターの話は、この数字が計画上で何を意図しているのか、何を意味しているのかをお聞きになりたいのではないかと思います。約1,200人の会員数が、西尾市の状況にとって多いのか、少ないのか、どういう評価をしているのでしょうか。就労人数や実人員をこの目標値として挙げることによって何を目指しているのかが見えにくいと思います。人口規模が約1万人の所で1,000人というと相当大きいですが、17万人の1,000人はとても少ないというイメージがあります。計画上でこの数字の意図しているもののことを尋ねられたと思いました。

【名倉委員】

この数字を出していただいています、実質的な意味を教えてくださいということです。

【事務局】

西尾市のシルバー人材センターの登録率は全国的に非常に高く、仕事に就かれています方も多く聞いています。そういったものが分かる資料を用意したいと思います。

ここから増えていく人数が多いのか少ないのかについては、定年の年齢が徐々に引き上げられ、現役で働く高齢者の人口も増えています。これまでのようにシルバー人材センターのみが高齢者が働く受け皿というわけではないので、働く意欲があって働ける方の取り合いになるようです。そのため、右肩上がりというのは難しいと聞いています。

【事務局】

ヤングケアラーの概要図については、70ページから書かれている文章を図に表したものです。黒い矢印の先には、介護や家族のことで悩んでいる場合の連絡先があります。本人、家族・親族から相談機関に相談する場合や、近隣住民、民生委員・児童委員、福祉・介護・医療関係者等が間に入って本人の願望や雰囲気を感じ取って相談機関に相談するという形で表しています。相談機

関として、地域包括支援センター、市役所等を四角く囲って、各関係機関が連携を取って支援につなげていくという形を表しています。白い矢印が「ヤングケアラー、家族・親族」に向かっているのは、家庭の状況を調査したり、どういう支援が必要かということ把握したうえで支援につなげていくものになります。分かりにくいということですので、分かりやすく工夫をしたいと思います。

この計画は高齢者福祉計画なので、ヤングケアラーについては、70ページの下から3行目にありますように、地域包括支援センターは介護が必要な家庭や家族が介護に困っている様子を把握ができる所ということで、介護の関係機関、事業所、介護に携わる方を通しての支援という書き方をしています。しかし、子どもの様子が最近おかしいということなどは学校の先生や友達も感じ取ると思いますので、ご意見を頂いたように、学校も含めた形で修正したいと思います。

【斎藤委員】

概念図で、「ヤングケアラー、家族・親族」が直接相談するケースと、近隣住民などを経由して相談に向かうケースの2本で示すと分かりやすいと思います。

また、教育機関での発見はよくある話だと思いますので、近隣住民などのリストの中に、「福祉・介護・医療・教育関係者等」としても、福祉計画との齟齬はないと思います。

【三浦委員】

シルバー人材センターの数字は、シルバー人材センターさんが持つ数字をもらってきたということですか。

【事務局】

はい。

【三浦委員】

56ページの「25 生涯学習の促進」の「講座終了後にアンケートを実施し、結果を踏まえて高齢者が興味や生きがいを感じるテーマについて反映させるなど、受講する高齢者のニーズに合わせた学習機会を提供できるよう、講座内容等の充実を図ります」というのは、生涯学習課が言っていることだと思います。生涯学習課が指標をつくっているのであれば、長寿課ではなく生涯学習課にぜひつくっていただき、ここに協力していただく形が一番望ましいと思います。先ほど言われたように、高齢者を取り巻く状況の中で、福祉関係の部や課だけでなく全体で支え合うとい

うことで、ぜひ巻き込んで、1つでも2つでも指標や今後の計画に反映していただけるとありがたいと思います。

81 ページの「利用者の推計」、「施設サービス利用者数の推計」の令和6年度、7年度、8年度の利用者数は、1カ月に1人利用したら1とカウントして数字を出しているのでしょうか。施設の数と人数を見ると定員割れのように見えるので、利用者数の推計は、どういう数字でつくられているかを教えていただきたいと思います。

80 ページの「利用者の推計」について、79 ページの「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に36人、36人という数字が入っていますが、80 ページは、「地域密着型通所介護」などだけが反映されているので、計画の中でこの36人はどこにいつているのかが気になりました。延べ人数のところを教えていただければと思います。

【事務局】

生涯学習につきましては、生涯学習課に指標を出せないかを確認したところ、文化の講座だけでなくスポーツ分野等もあるため、生涯学習課だけで数字を出すのは難しいという返答を頂きましたので、今回の指標からは除いています。今後の計画作成の際には、検討させていただきたいと思います。今回は数字をすぐに出すのが難しいため、ご了承ください。

【事務局】

81 ページ等の「利用者数の推計」については、月の利用者数を12カ月掛けている1年間の延べ人数になります。

【酒井委員】

西尾市の人だけですか。

【事務局】

はい。西尾市が保険者として支援している西尾市の人です。

【酒井委員】

他市からの人もいるため、施設全体の定員とは合わないということを説明してください。

【事務局】

西尾市の利用者なので、施設とは合ってはいません。

79 ページ、80 ページの定期巡回のサービスについて、西尾市にはこの事業所がありませんが、住所地特例で西尾市の方がよその市町村のサービスを使われているので利用者の推計には載せています。80 ページは整備目標なので、現在事業所がないため載せていません。

【宮崎会長】

他にご意見ご質問はございますか。それでは、議題（1）は終わります。続いて、議題「（2）介護保険料について」、事務局より説明をお願いします。

（2） 介護保険料について

（資料3「介護保険料の決まり方」、資料4に基づき事務局より説明）

（団体からの要望書について事務局より説明）

【宮崎会長】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

【稲垣委員】

基準額の決まり方の式に、「西尾市で必要な介護サービスの総費用」と書いてありますが、具体的にどういうものかを教えていただきたいと思います。また、「65歳以上の人の負担分 23%」とありますが、この23%はどこから出てきた数字なのかを教えていただきたいと思います。

【事務局】

「西尾市で必要な介護サービスの総費用」については、資料1の87ページをご覧ください。この数字は、報酬改定の影響額を加味したものではないため、今後変更になる可能性はあります。中ほどにある「介護保険事業費」の令和6年度、7年度、8年度の事業費が、第9期の介護保険の事業費の総額となりますので、こちらが西尾市で必要な介護サービスの総費用になります。

また、65歳以上の方の負担分23%は介護保険法で決められているため、全国一律の負担率になります。

【宮崎会長】

介護保険事業費の中身が知りたいということでしたが、いかがでしょうか。

【事務局】

保険料に充てられるものとして、資料1の85ページの要介護の方が受けられる給付費である介護給付費、86ページの要支援の方が利用するサービスの給付費の介護予防給付費、87ページにあります特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料などと、地域支援事業費の3項目にも第1号被保険者の保険料が充てられることとなります。

【稲垣委員】

全国一律の負担率というのは分かりましたが、23%というのはどこから出てきたのでしょうか。

【事務局】

23%の決まり方としては、介護保険に必要な財源として、50%は国・県・市が負担する公費で賄い、残りの50%は第1号と40歳以上の2号被保険者の保険料で賄います。保険料の内訳は第1号が23%、第2号が27%という負担割合になっていますが、この割合は国で審議をされて、人口の比率なども加味されて、最終的に23%の負担率となっています。

【酒井委員】

87ページの介護保険事業費118億7,900万円は、これより上のすべての合計ということですか。

【事務局】

はい。

【酒井委員】

見出しのマークも同じなので同列に見えてしまいます。85ページからの総合計ということが分かる表記にしていきたいと思います。ここに挙がっている118億7,900万円が、令和6年度に必要な介護保険のためのお金ということですか。

【事務局】

はい。

【酒井委員】

では、これを基に保険料の算定をするということですか。

【事務局】

はい。

【宮崎会長】

まだ数字が出てこないの、確定はできないということです。

他にご意見ご質問はございませんか。それでは、議題（２）「介護保険料について」はこれで終わります。

最後に、今回の委員会の全体を通して、ご質問、ご意見はございませんか。

【名倉委員】

一般介護予防に関連する部分で、サロンや「まちの体操教室」の運営やお手伝いをさせていただいています。計画に「まちの体操教室」の運営に関する項目がありましたが、例えば「まちの体操教室」は、現在西尾市内で43カ所にまで増えており、目標値よりかなり上がってきているのは、包括や長寿課の皆さんの努力だと思います。

その中で、会場は市直営の公民館やお寺、民間の所もありますが、半分くらいは町内がもっている公民館を利用しています。地域の人との関わりが一番大事で、町内会の理解がなければできないと痛切に感じています。先生や支え隊の人材として、ボランティア精神があって頑張っておられる方が集まって行っていますが、「支援」という言葉は出てきても、ボランティアで頑張っている方々が長く続けられることもないし、市からの支援ということでさまざまなやり方があると思います。そういうことを継続やご検討をしていただくと、地域が活性化しながら、介護予防でも地域で助けられているということができるとは思いました。

【事務局】

頂いたご意見を常に頭に置きながら、今後の事業展開をしていきたいと思えます。

【宮崎会長】

全体でのご意見はありませんか。よろしいですか。では、以上で本日予定しました議題はすべて終了しましたので、議長の役は終わらせていただきます。事務局から連絡事項をお願いします。

(3) その他

【事務局】

本日ご審議いただきました内容を記載した計画案をもって、12月22日（金）から来年1月23日（火）までパブリックコメントを実施し、広く意見を募集します。期間中に頂いた意見等については、期間終了後速やかに委員の皆様にお知らせするとともに、市ホームページに一括で回答を掲載する予定ですので、よろしくをお願いします。

次の開催については、第5回策定委員会を令和6年2月19日（月）午後1時30分から、53会議室で予定しております。開催の1週間ほど前に会議資料を送付いたします。当日はその資料をお持ちになりご出席いただきますようお願いいたします。

【事務局】

以上をもちまして「第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

以上